委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	兵庫県		
3. 市区町村名	伊丹市		
4. 届出番号	15		
5. 独自利用事務の事例番号	108-3		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/SSOMU/johorenkei/1474347299 489.html		

執行機関名 伊丹市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		精神若しくは身体に重度の障害がある者の介護を行う者に対する介護手当の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1市長の項 第5号 精神若しくは身体に重度の障害がある者の介護を行う者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	伊丹市重度心身障害者(児)介護手当支給要綱 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに	重度心身障害者(児)の介護者に、重度心身障害者(児)介護手当を支給することにより、当該介護者又は重度心身障害者(児)の負担を軽減し、もって <u>重度心身障害者(児)の福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊丹市重度心身障害者(児)介護手当支給要綱